

## 2019年度NPO等助成事業募集要項

### 1. はじめに

(一財)新潟ろうきん福祉財団では、新潟県内のNPOおよび市民団体活動を発展させるため、市民団体等への助成を2003年度より実施しています。(2018年度までに累計311団体、14,662万円)

### 2. 助成金枠 総額1,000万円以内

#### (1) 1団体あたりの限度額

助成率80%、助成金限度額100万円以内

(20%は自己資金として、事業収入や会費、寄付金、他補助金との併用可)

#### (2) 助成種類

##### ① Aコース

1団体30万円以下、総枠200万円程度、原則書類審査のみ

##### ② Bコース

1団体30万円超～100万円以下、総枠700万円程度、必要により面接選考あり

##### ③ 若者就労支援コース

総額100万円程度、必要により面接選考あり。社会的不利・困難を抱え、不安定な就労や無業の状態にある等の県内の若者を支援する活動。

##### ④ 特別助成金(総枠70万円以内)

募集年度中に発生したNPO向け融資の利子について募集要項に定める基準により利子補給するもので、2020年1月中旬頃募集要項を当財団ウェブサイト公開。

### 3. 助成対象

#### (1) 資金使途

市民団体ならびに市民団体の活動の発展に寄与する次の事業や費用を対象に助成を行います。

○市民団体が自らの目的として掲げている事業(活動)

○市民団体が自らの組織運営の基盤を強化するために必要とする費用

○NPO支援事業(※NPOの中間支援組織等が行うNPO、市民団体に対する直接支援活動)

この他に、当財団が夏に助成する「自立した持続可能な地域社会創造事業の助成事業」に該当する事業等は、同助成事業での申し込みをお勧めしています。

#### (2) 対象経費

①人件費 申請活動に対するスタッフへの賃金およびアルバイトへの謝金など

②謝礼金 外部から招へいた講師などへの謝礼金、経営指導料など

③旅費 交通費、宿泊費

④物品購入費 備品費、機器類の購入

⑤会場費 イベント会場や会議会場などの借料

⑥資料購入費 書籍、写真などの購入費

⑦印刷費 チラシ、パンフレット、催事など配付資料、報告書などの印刷費

⑧通信運搬費 郵便料金、宅配費など

⑨改修費 活動拠点の改修など(ただし、公共団体所有財産除く)

※以下の支出は、助成対象外とします。

・通常の団体運営に関する経費(例えば、家賃、水光熱費、経常的なスタッフの賃金等)

・当該団体の関連団体(団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など)への委託

### (3) 対象となる団体

ア) 次の要件を全て満たす特定非営利活動法人およびこの法人に準ずる市民活動団体・ボランティア団体。

○県内に活動の拠点を置き、県民のための活動または県民の参加によって活動している団体

○団体の使命や目的が明確であり、県民の福祉向上を目的とした活動を行っている団体（海外における支援活動等は対象外）

○実行委員会や協議会などの組織形態であるが、責任の所在がはっきりとしている団体

○団体の活動実績等を示す資料等を公開できる団体

イ) 東日本大震災および原発事故により県内に避難されている方々の団体、並びに避難者を支援することを目的とした県内の団体。

### (4) 助成対象事業の実施期間

原則、2019年4月1日から2020年3月31日までに実施する事業。

## 4. 公募による助成先の選定基準

助成先の選定は次の事項を基準として選考を行います。

- ①必要性・緊急性が高いこと
- ②社会性が高いこと
- ③先駆性が高いこと
- ④継続性が高いこと
- ⑤就労機会創出の可能性が高いこと

## 5. 助成先の選定方法

### (1) 選考委員会の設置

助成先の選定は、有意義な助成先の選定と公正を期すため、有識者により構成される「NPO 助成事業選考委員会」によって選考を行い、理事会において決定します。

### (2) 選考委員会での選考方法

選考委員会は、書類選考（一次選考）を行い、B コースについては、その後、原則として公開による面接選考（二次選考）を行います。ただし、A コースであっても、選考委員会が判断し面接選考を行う場合があります。また、書類選考を通過した B コースでも、面接選考の必要ないと選考委員会が判断することがあります。若者就労支援コースについては、選考委員会において面接選考の必要について判断します。

なお、選考委員が申請事業の責任者を務める場合は本助成申請を受理することができません。また、申請事業の役員・職員を務める場合は当該団体の審査・審議に加わることはできません。

## 6. 助成金の交付方法

### (1) 交付時期

原則、2019年7月1日から2020年3月31日まで。

なお、2020年度末までに助成金の交付に至らなかった場合には、助成の決定を取り消すこともあります。

### (2) 交付基準

予め事業実施計画に基づき助成金交付時期の申請を行っていただきます。財団では進捗状況を確認した後、助成金を交付します。

### (3) 交付方法

新潟県労働金庫の本支店に開設されている普通預金口座に振り込みます。

## 7. 助成事業の結果報告

### (1) 提出期限

翌年度の4月末迄にその成果について当財団所定の書式により報告を行っていただきます。  
報告期限までに提出がなされなかった場合には、助成金の返還を求めます。

### (2) 報告書の取扱い

提出された報告書は、財団において公開・発表できるものとします。

### (3) 成果報告会の開催

当財団が必要とするときは成果報告会で報告をしていただきます。

## 8. 応募方法等

### (1) 応募方法

所定の申込書に参考資料を添付のうえ、期日までに財団事務局まで持参又は郵送で応募下さい。  
新潟県労働金庫本支店では受付しておりません。メール添付及び宅ファイル便などのインターネット上でファイルを共有するサービスを使用しての受付もしていません。

### (2) 申込書の入手方法

財団事務局または、最寄の新潟県労働金庫本支店にご請求ください。そのほか、募集期間内は当財団のホームページからもダウンロードできます。<http://www.zaidan-hukushi.or.jp>

## 9. 募集等のスケジュール

選考結果は文書のみとし、電話、メール、FAXでの回答はいたしません。

期日	内容
2019年3月1日(金)～ 2019年4月1日(月)17時(財団事務局必着) ※郵送の場合は、3月29日(金)までに投函下さい。	募集期間
2019年4月20日(土)	書類選考(一次選考)
2019年5月19日(日)	公開面接(二次選考)会場:新潟市内
2019年5月末頃	全ての団体へ選考結果を文書通知
2019年6月中旬頃 平日	交付式及び助成申請説明会 会場:新潟県労働金庫

※ご記載いただきました個人情報に関しましては当財団にて厳重に管理し、本事業以外には使用いたしません。

### 問合せ先

(一財)新潟ろうきん福祉財団(担当:地域共生推進室)

〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4F

営業日:月曜から金曜、9時から17時まで、土・日・祝日は休み

TEL:025(288)5273 FAX:025(288)5274

メール info@zaidan-hukushi.or.jp